

第1次（令和6年～令和10年）
山陽小野田市
小野田地区地域づくり計画書

みんなでつくる 笑顔あふれる
元気で思いやりのある 住みよいまち小野田



令和6年9月末
小野田地区運営協議会

第1次（令和6年～令和10年）

小野田地区地域づくり計画書 目次



目次	1ページ
1 小野田地区（小野田小学校区）の概要	2ページ
2 小野田地区（小野田小学校区）の課題解決に向けて	4ページ
3 小野田地区運営協議会（地域運営組織）の設立までの取組	5ページ
4 小野田地区地域づくりアンケートの結果について	7ページ
5 地域づくり計画の策定	9ページ
6 小野田地区運営協議会の会則	11ページ
7 小野田地区運営協議会の組織図	18ページ



1 小野田地区（小野田小学校区）の概要

山陽小野田市の平地の多くは、長い年月をかけて海を埋め立て、広い地域が造られてきました。私たちの住む小野田地区（小野田小学校区）の中央部及び西側の大部分も、1871年（明治4年）に造成された小野田新開作と1959年（昭和34年）に造成された東沖干拓によってできた地域です。

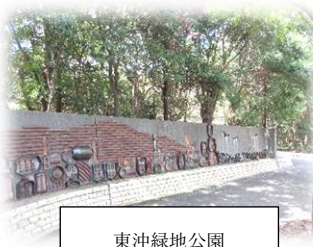
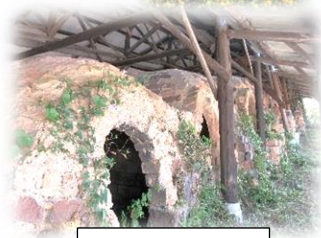
かつて寒村に過ぎなかった小野田ですが、干拓された土地に工場が建ち、小野田は日本近代化の先駆けとなりました。1881年（明治14年）、笠井順八が日本民間初の「セメント製造会社」（のちの旧小野田セメント）を、1889年（明治22年）には、豊永長吉が笠井順八の支援で、民間初の硫酸を造る「日本舎蜜製造会社」（現日産化学小野田工場）を創立しました。この二つの会社は長く「セメント会社」「硫酸会社」と呼ばれ、近くの町も「セメント町」「硫酸町」と呼ばれてにぎわい、セメントや硫酸の生産をやめた今もその名が残っています。会社の事業を進めるにつれ、必要なインフラも整備されていきます。原料搬入と製品搬出のために、港が造られたり鉄道が敷かれたり、従業員が住むための住宅や周りには商店ができ、街が形成されました。学校や病院、道路や郵便局など、都市として必要な機能が整備されていきました。

また、山陽小野田市の窯業は、古墳時代から現代にいたる長い歴史の中で形態を変えながら、人々の生活に深いかわりをもった産業の一つです。6世紀末、古墳時代の産業として竜王山周辺では須恵器が生産され、19世紀になると、小野田地区の有帆川東側に位置する旦地域で、日用雑器を焼成する窯が増えました。窯場及び製陶所群のことを、「皿山」「小野田の皿山」と呼んでいました。1840年頃（天保末年）、陶工甚吉が、旦の畑の土が焼き物に適していると気づき、その頃旦西に居住していた萩藩士佐世彦七（前原一誠の実父）がこの話を聴き、資本を出して焼き物窯を築かせたのが、旦の皿山の始まりです。「手塩皿」と呼んだ食器皿に始まり、家庭用の壺、すり鉢などを作っていました。その後、近代の窯業を飛躍的に発展させたのは、先ほどの「日本舎蜜製造会社」（現日産化学小野田工場）の創業です。製陶所で主要な製造をするようになったのは、化学工業用の硫酸瓶でした。全国最大の産地となり、硫酸瓶といえば小野田といわれるほどになりました。時代の変化にともない、硫酸瓶や焼酎瓶の需要がなくなり、製陶所は廃業に追い込まれ、現在は松井製陶所1社のみとなっています。旦地域には、今も1962年（昭和37年）頃まで使われていた旧江本製陶所の登り窯や河野製陶所や姫井製陶所跡、瓶垣などが残っています。

現在、小野田地区（小野田小学校区）には、市民館（小野田地域交流センター併設）、市民体育館、歴史民俗資料館、中央図書館などの施設のほかに、市民生活に関わりの深い商業施設が多く集まっている地域となっています。また、おのサンサッカーパークや東沖緑地公園などもあり、市民の集う場所となっています。小野田地区には、31の自治会があり、約3000の世帯数を有しています。



旦の登り窯



東沖緑地公園



おのサンサッカーパーク

来てみーや

小野田へ



硫酸ビンから焼酎瓶へ



硫酸瓶

かつては全国陶磁生産量の7割をとめた
市指定史跡で近代化産業遺産一八四〇年頃
陶工基吉が登り窯を開き、血山と呼ばれ、
製陶業の繁栄へと繋がった。



陶瓶を積み上げた「瓶壇」

第1回日本化学遺産に認定された
ルブラン法硫酸ソーダ製造装置
硫酸吸収塔、1949年まで使用され
た。



日産化学工業(株)
硫酸吸収塔

体育館 市民館
歴史民俗資料館

スタート
ゴール

硫酸コース



サンバー
大型ショッピングセンター

1928年に山手倶楽部と同じ様式で造られた
旧小野田セメント本社。



旧セメント本社
(太平洋マテリアル)



徳利窯



蒸気機関

樽製造機

国の重要文化財。県指定史跡。日本化学
遺産。明治14年に創業した国内初の民間
セメント会社、旧小野田セメントで建造
された。現存する唯一のセメントで焼成
用堅壁で大変貴重です。

ドイツ製の蒸気機関で原料の石灰岩を
粉砕する動力源として使用、木製の樽
を製作し、その樽にセメントを入れて出
荷していた。



硫酸瓶モニュメント



須恵焼窯元
(松井製陶所)

(松井製陶所)
市内唯一残る明治38年創業の須恵焼の窯元。
小野田地域の土は弱酸性の器を作るのに適し
ているそうで現在は陶干し用のつば、高アル
コール度の焼酎ビン、たこつぼ等を製造して
いる。

国の登録文化財。旧小野田セメント第4代
社長笠井寛三が大正2年にヨーロッパ留学
から帰国の際コンクリートの型持を持ち帰
って建設。大正時代のブロッコ建築として
貴重な建築です。

一九二四年セメント会社役員
の住宅として建てられ現在は
はカフェやカルチャール教
室として親しまれています
近代化遺産に指定



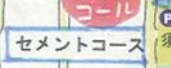
山手倶楽部
旧セメント住宅
【龍遊館】



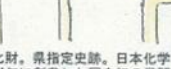
銘菓「せめんだる」
木製のセメント樽の蓋を形に
したもなか、昭和27年に発売
開始。お土産にどうぞ。



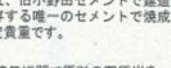
若山公園



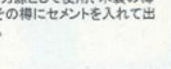
元は笠井順八の私邸で1914年公園として
開園。桜の季節には大勢の花見客で賑わ
います。



須恵公民館



須恵健康運動公園



セメントコース



住吉神社

秋のもじりの紅葉は素晴らしい。

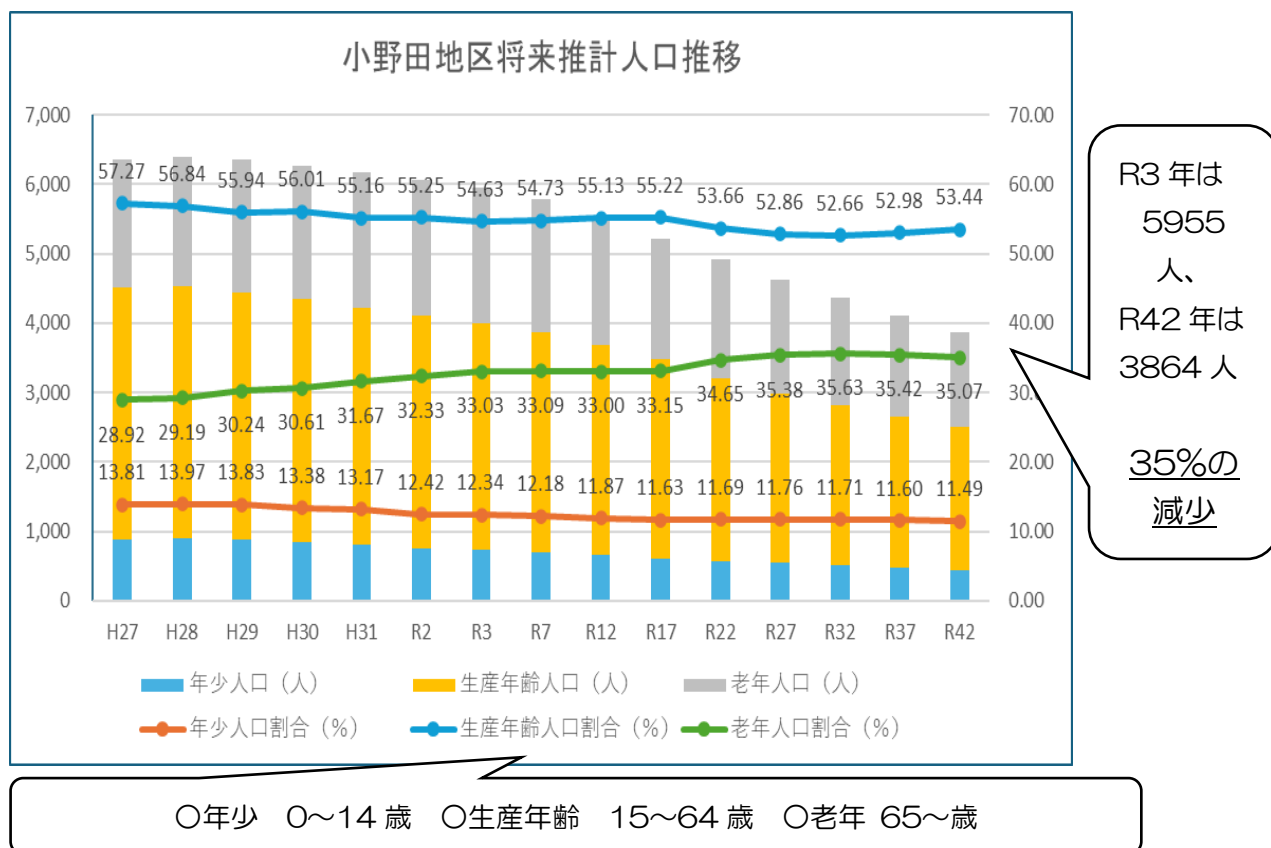
セメントのまち

小野田を全国に知らしめた「小野田セメント」。
残念ながらその名前はなくなりましたが、
産業遺産が往時を物語ります。
また、開作の町でもある須恵は、開作以前の土地に
古い遺跡もあります。
興味のあるところを歩いてみましょう。



2 小野田地区（小野田小学校区）の課題解決に向けて

小野田地区も他の地区同様に、近年は人口減少、少子化や高齢化が急速に進んできています。平成27年は6356人、令和3年は5955人、令和42年には3864人、令和3年から約40年後には、35%の減少が想定されています。年少人口割合も減少、老年人口割合は増加しています。



	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
年少人口 (人)	878	894	878	837	814	753	735	705	653	606	574	544	511	477	444
年少人口割合 (%)	13.81	13.97	13.83	13.38	13.17	12.42	12.34	12.18	11.87	11.63	11.69	11.76	11.71	11.60	11.49
生産年齢人口 (人)	3,640	3,638	3,552	3,504	3,409	3,350	3,253	3,169	3,034	2,877	2,636	2,446	2,298	2,179	2,065
生産年齢人口割合 (%)	57.27	56.84	55.94	56.01	55.16	55.25	54.63	54.73	55.13	55.22	53.66	52.86	52.66	52.98	53.44
老年人口 (人)	1,838	1,868	1,920	1,915	1,957	1,960	1,967	1,916	1,816	1,727	1,702	1,637	1,555	1,457	1,355
老年人口割合 (%)	28.92	29.19	30.24	30.61	31.67	32.33	33.03	33.09	33.00	33.15	34.65	35.38	35.63	35.42	35.07
総数 (人)	6,356	6,400	6,350	6,256	6,180	6,063	5,955	5,790	5,503	5,210	4,912	4,627	4,364	4,113	3,864

その他にも、小野田地区には地域の担い手不足を始め、地域課題が多様化・複雑化しています。その地域課題を解決するために、自治会協議会、ふるさとづくり協議会、地区社会福祉協議会等の地域の団体が、地域づくりのためにさらに連携できる仕組みが必要です。10年20年先も「持続可能な地域づくりの仕組み」を考えていくことが大切です。

そこで、多様な担い手が協力して地域づくりに取り組む「協創によるまちづくり」を推進するため、地域で暮らす様々な人々が中心となって、地域の様々な団体や人が話合いのもと、それぞれの役割を明確にしながら、地域の課題に向けた取組を持続的に実践する組織「地域運営組織（RMO）」を形成することとなりました。山陽小野田市では、この「地域運営組織」を「地区運営協議会」とし、「地域づくり計画」によって、地域課題の解決に向けた取組を行っていきます。

3 小野田地区運営協議会（地域運営組織）の設立までの取組

小野田地区では、令和5年度から多くの団体や関係者が連携・協力しながら、地域運営組織の設立に向けての話し合いや準備を進めてきました。

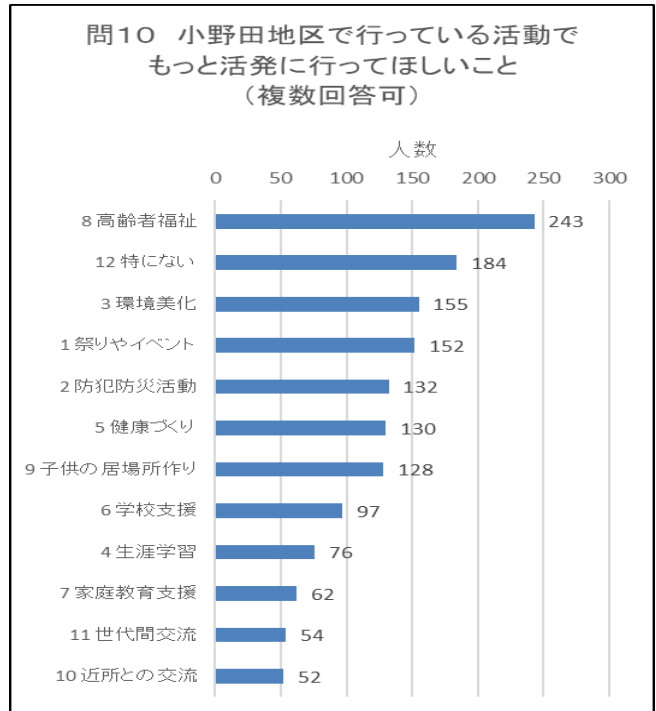
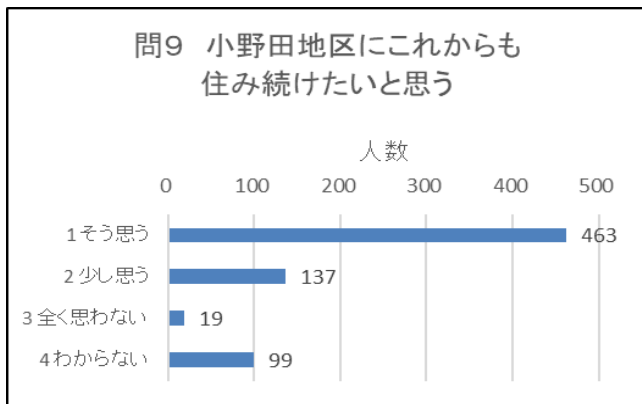
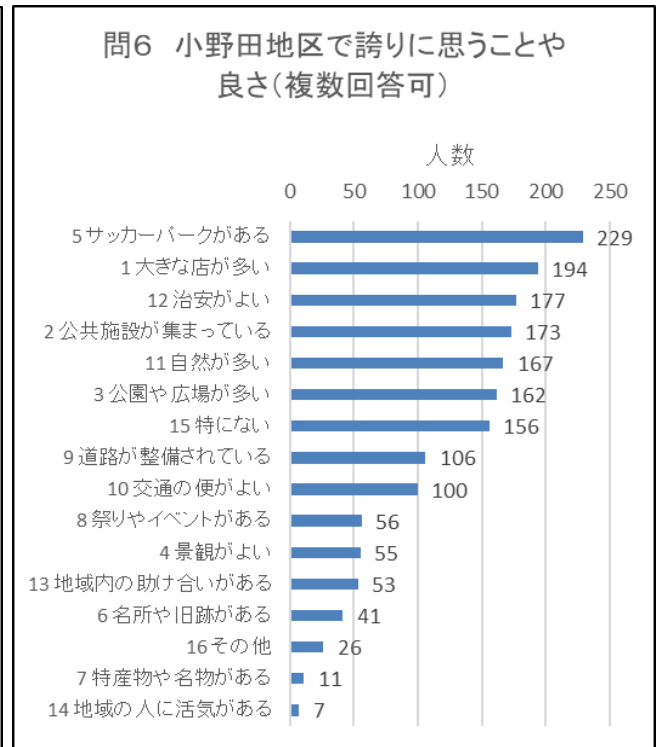
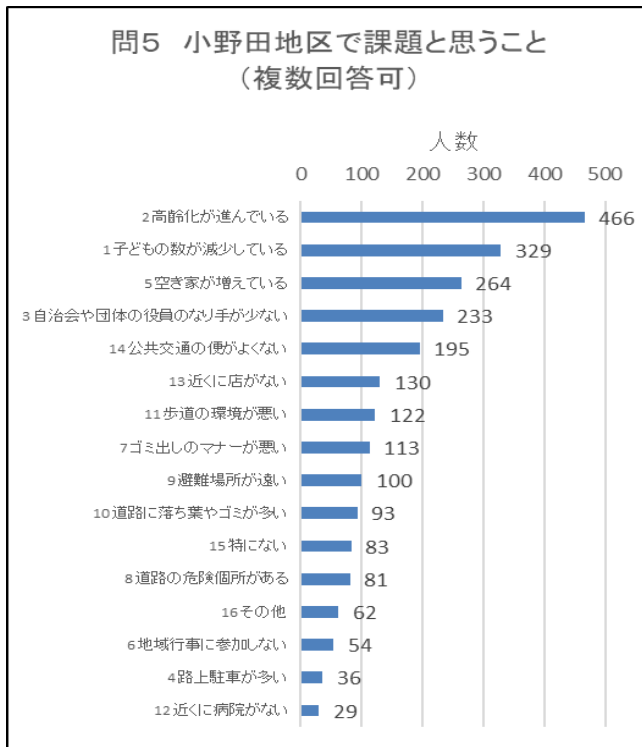
No	会議名	日時	参加者	人数	協議内容
1	RMO 役員説明会	令和5年 5月8日	自治協・ふるさと・ 地区社協の3会長	4	RMO について市民活動推進課より説明、ワークショップの開催協議
2	今後の小野田地区を考える会	6月3日	自治協・ふるさと・ 地区社協の役員中心	27	小野田地区の良さ・課題・今後の取組のワークショップ（講師：平田隆之先生）
3	第1回検討会 準備役員会	8月18日	検討会役員（自治協・ ふるさと・地区社協・ 女性会の会長）	5	第1回検討会準備（役員、構成、規約、補助金等）
4	第1回検討会	9月14日	検討会委員	16	検討会の役員選出、規約、構成、補助金等の協議
5	第2回検討会 準備役員会	10月6日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	5	第2回検討会準備（アンケート、視察、地域づくり計画、組織図等）
6	第2回検討会	10月19日	検討会委員	14	住民アンケート、先進地視察、地域づくり計画等の協議
7	第3回検討会 準備役員会	11月9日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	4	第3回検討会準備（ワークショップ、組織名称、支援員等）
8	第3回検討会	11月16日	検討会委員	14	交流部と福祉部のワークショップ、組織名称、支援員等の協議
9	先進地視察	11月28日	検討会委員ほか	14	山口市吉敷地区・湯田地区の地域運営組織への視察
10	第4回検討会 準備役員会	12月12日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	5	第4回検討会準備（ワークショップ、アンケート結果、交付金、支援員等）
11	第4回検討会	12月14日	検討会委員	14	総務部のワークショップ、アンケート結果、交付金、支援員等の協議
12	第5回検討会 準備役員会	令和6年 1月11日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	5	第5回検討会準備（アンケート集計結果、地域づくり計画等）
13	第5回検討会	1月18日	検討会委員	16	アンケート集計結果（公表）、地域づくり計画のワークショップ等
14	第6回検討会 準備役員会	2月8日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	6	第6回検討会準備（日程、組織、規約等）
15	第6回検討会	2月15日	検討会委員	15	設立までの日程、組織、規約等の協議
16	ふるさとづくり協議会との 打合せ	3月21日	ふるさと会長・事務局 局長、センター職員	5	令和6年度のふるさと事業、予算等の打合せ

17	自治会協議会 との打合せ	4月17日	自治協会長・事務局 長、センター職員	5	令和6年度の自治協事業、予算等の打合せ
18	地区社会福祉 協議会との打 合せ	4月17日	地区社協会長・事務 局長、センター職員	5	令和6年度の地区社協事業、予算等の打合 せ
19	自治会協議会 総会プレゼン 説明	5月11日	自治会協議会（各自 治会長）・センター職 員	24	地域運営組織についてパワーポイントで説 明・質疑応答
20	地区社会福祉 協議会総会プ レゼン説明	5月25日	地区社会福祉協議会 会員・センター職員	21	地域運営組織についてパワーポイントで説 明・質疑応答
21	ふるさとづく り協議会総会 プレゼン説明	6月1日	ふるさとづくり協議 会会員・各自治会長・ センター職員	31	地域運営組織についてパワーポイントで説 明・質疑応答
22	第7回役員会	6月5日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	6	第7回検討会準備（スケジュール、組織、規 約等）
23	第7回検討会	6月13日	検討会委員	15	スケジュール、組織、規約等の協議
24	第8回役員会	7月4日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	5	第1回運営準備会準備（スケジュール、組 織、規約、ワークショップ等）
25	第9回役員会	8月6日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	6	第1回運営準備会準備（地域づくり交付金、 スケジュール、組織、規約、ワークショップ 等）
26	第1回運営準 備会	8月8日	4協議会役員ほか	46	地域づくり交付金、 スケジュール、組織、 地域づくり計画のワークショップ
27	第1回部会準 備会	9月4日	役員候補及び部員候 補者	22	設立総会及び部会に向けての準備
28	第10回役員 会	9月5日	検討会役員（自・ふ・ 社・女の会長）	6	設立総会に向けての準備
29	第8回検討会	9月12日	検討会委員	15	設立総会に向けての準備
30	小野田地区運 営協議会設立 総会	9月28日	総会（自・ふ・社・セの役員 ほか）		会則、役員及び構成員、組織図、地域づくり 計画、事業計画及び収支予算等



4 小野田地区地域づくりアンケートの結果について

小野田地区にお住まいの多くの方の意見や提案を収集して、「地域づくり計画」の参考にするために、令和5年11月の一か月間、地域づくりアンケートを実施しました。各世帯にアンケート用紙を配布するとともに、QRコードを読み込んでインターネット上で回答する二種類の方法で行いました。（2611世帯に配布、回答人数718人、回収率27.5%）



商業施設や公共施設の集中、おのサンサッカーパークや東沖緑地公園など、小野田地区ならではの良さ・誇りの一方、少子高齢化や担い手不足、空き家の増加などの意見も多くありました。今後の活動への要望として、高齢者福祉や環境美化、祭りやイベント、防犯防災活動、健康づくりや子どもの居場所作りなど期待されています。

「あなたは、小野田地区にこれからも住み続けたいと思いますか。」の質問には、ほとんどの方が肯定的な回答をしています。

自由記述には、主なものとして次のような意見や提案がありました。

日常生活で困っていること・不安に感じていること、小野田地区の課題	やってみたいことや取り組んでほしいこと
【環境】 ・歩道や車道のでこぼこしている箇所（樹木の根など）があり危険 ・溝蓋がない所があって危険 ・歩道に落葉が多い、道路や歩道の街路樹や雑草の繁茂 ・野焼きに困っている ・ゴミ出しのマナーが悪い、ポイ捨て ・地域の溝掃除など高齢化で困っている ・ネコのフン害、飼い犬のしつけが悪い、カラス等の野性動物の増加 ・下水道が整備されていない所がある ・空き家の増加、空き家の樹木の管理不足 ・公園などの整備不足	【環境】 ・クリーン作戦 ・道路や歩道、街路樹や溝蓋等の要望への対応 ・ボランティアや有料による清掃、剪定、草刈り活動 ・空き家管理、空き家のリニューアル ・ゴミ拾いイベント、ゴミ拾いボランティア ・リサイクルサイトの運営、リサイクルの啓発 ・花いっぱい運動の推進 ・野焼きへの対応、相談窓口 ・有帆川の環境保全、環境美化活動 ・ペットの飼育方法やゴミの分別等の啓発活動や講座
【防犯防災】 ・街灯がない所があり夜の通行が怖い ・車道が狭く交通量も多いので歩行者に危険、救急車両が入れない狭い道がある ・車や自転車の交通マナーが悪い人がいる（スピード違反、路上駐車、無断駐車、スマホ運転など） ・道路の白線や横断歩道の線が消えかかっている ・避難場所が遠い（特に小野田中学校への避難） ・河川の増水による冠水や浸水が不安 ・歩行者の道路の急な横断 ・見守り隊（にこにこ隊）の高齢化やボランティア減少	【防犯防災】 ・通学時の見守り組織の見直し、拡充 ・街灯、道路標識や標示の要望への対応 ・防災マップの見直し、活用 ・避難場所の見直し、看板等による避難経路の周知 ・防災ラジオの周知 ・警察のパトロールや市の点検などの強化 ・交通マナー向上の啓発 ・道路の防犯カメラの設置
【交流】 ・祭り等の運営側が高齢化し、担い手不足 ・祭りやイベントなど行事や参加者の減少 ・世代間交流や若い世代の交流の場が少ない ・近所同士、自治会内の付き合いが減ってきている ・世帯数が少ない自治会の他との交流不足 ・イベント情報が回ってこない、遅い	【交流】 ・あいさつ運動の奨励 ・祭りや花火大会などの開催、各協議会での集客への検討 ・イベント等の担い手育成、中学生等の参画 ・大学生や企業等との連携 ・地域の自然や名所を生かしたウォーキングや歴史探訪等開催 ・世代間交流のイベント ・自治会内の交流活動、他自治会との交流

	・おのサンサッカーパークと地域活性化 ・東沖緑地公園の有効活用 ・ラジオ体操やスポーツ体験の機会 ・地元銘菓の復活 ・外国の人との交流 ・交流施設や娯楽施設、飲食店等の誘致
【高齢者】 ・公共交通の便が悪く、免許返納後への不安 ・買い物や通院、ゴミ出し、投票など移動に不便 ・人口減少、核家族化、高齢化が進み、高齢者が一人暮らしに不安 ・中心街は大型店舗が集まっていて便利だが、周辺部は店が少なく買い物や飲食に困る ・介護疲れ ・高齢による健康面への不安	【高齢者】 ・低額の小型バスや乗り合いタクシー等の運行、公共交通機関の本数の見直し ・高齢者の買い物やゴミ出し等の支援 ・自治会館等での高齢者サロン、健康教室や交流イベント ・子供や若い世代と高齢者のふれあい ・高齢者の見守り活動の推進 ・定年後の職業斡旋
【子ども】 ・子供の数が年々減ってきている ・幼児や児童の遊び場が少ない ・子供会の減少で子供同士の関わりが少ない ・児童館がなくなり子供の居場所づくりに課題 ・保護者同士の交流の場が少ない	【子ども】 ・親子体験教室、子供教室 ・子供の居場所作りの拡大 ・公園や広場の環境整備 ・子供の参加できるイベント（スポーツ等） ・保護者支援、学生への金銭面での支援 ・ふるさとへの愛着がもてる取組



5 地域づくり計画の策定

地域づくりアンケート結果や検討会、ワークショップなどで出された意見や、山口市への先進地視察で教えてもらったことなどを含め、小野田地区地域づくり計画を策定しました。この地域づくり計画は第一次計画で、2024年度（令和6年度）を初年度に、2028年度（令和10年度）までの5年間の計画とします。今後、小野田地区運営協議会の活動をしながら、社会情勢の変化や住民の要望などを加味して柔軟に対応していくため、必要に応じて、計画を見直していきます。

（第一次小野田地区地域づくり計画（A3 横 三つ折り））

6 小野田地区運営協議会 会則

小野田地区運営協議会では、会則を策定し、地域づくり計画の実現に向けて取り組み、地域課題の解決を図っていきます。

小野田地区運営協議会 会 則

第1章 総 則

(名称及び所在)

第1条 この本会は、小野田地区運営協議会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の所在及び事務局を小野田地域交流センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、小野田地区内における心豊かで住みよい地域づくり及び地域課題の解決に向けた取組を主体的に行う組織とし、人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象区域)

第3条 本会の活動の対象とする区域は、小野田地区全域とする。

(活動)

第4条 地区運営協議会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地区住民の和とふれあいに関する活動
- (2) 地区の防犯、防災及び交通安全に関する活動
- (3) 地区の高齢者支援、健康づくり、子ども・子育て支援に関する活動
- (4) 地区の環境美化に関する活動
- (5) 地区の人権啓発及び多様な主体の参画に関する活動
- (6) 地区住民等に提供及び共有するための広報に関する活動
- (7) 地域づくり計画に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区の課題解決及び活性化に関する活動

(構成団体等)

第5条 本会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成する。

- (1) 小野田地区自治会協議会
- (2) 小野田ふるさとづくり協議会
- (3) 小野田地区社会福祉協議会
- (4) 小野田地区セーフティネットワーク
- (5) 前第1号から第4号に所属しない構成団体
- (6) 本会の目的に賛同する有識者等

※ 構成団体等 別表第1

(財源)

第6条 本会は、会費、補助金、助成金、寄附金及び賛助金等を集めることができる。

第2章 役員等

(役員等)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 部会長 各1名
- (5) 副部会長 各2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 1名

2 前項第1号から第5号の役員は、構成員の中から、総会での議決を経て選出するものとし、前項第6号及び第7号の役員は、小野田地域交流センター職員とする。

3 本会に参与、相談役及び顧問を置くことができる。

(役員職務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

1 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、次の職務を行う。

(1) 会計処理の監査

(2) 業務運営の執行状況の監査

(3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告

(4) 前号の報告をするため必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求

4 部会長は、担当する部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を運営会議に報告するとともに、各種施策を建議する。その部会を代表し、会務を統括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する副部会長がその職務を代理する。

6 参与、相談役及び顧問は、地区内の有識者から選出し、運営会議等で意見進言を行う。

7 事務局長は、本会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

8 会計は、本会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とする。

（総会の種別）

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第12条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、第5条（別表第1）に掲げる各団体等を代表する者及び本会の目的に賛同する有識者等で構成し、任期は令和7年3月31日までとする。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 小野田地区自治会協議会 | 自治会長全員 |
| (2) 小野田ふるさとづくり協議会 | 役員全員 |
| (3) 小野田地区社会福祉協議会 | 役員全員 |
| (4) 小野田地区セーフティネットワーク | 役員全員 |
| (5) 構成団体等の代表者及び本会の目的に賛同する有識者等 | |

（総会の議決事項）

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 地域づくり計画に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 役員の選任及び解任に関する事項
- (6) 会則に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

（総会の開催）

第14条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代議員の3分の1以上から請求があったとき。
- (3) 第8条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 通常総会の開催が困難な状況が発生した場合は、書面議決をもって承認することができる。

（総会の議長）

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

（総会の定足数）

第16条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 書面議決をもって総会に代える場合は、代議員の2分の1以上の回答を必要とする。

（総会の議決）

第17条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 書面議決をもって総会の議決に代える場合は、回答数の過半数をもって決する。

（総会の議決委任等）

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、会長、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により全面委任することができる。

（総会の議事録）

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(書面議決者及び議決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第4章 運営会議

（運営会議の構成）

第20条 運営会議は、第7条の規定による役員をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、前項以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（運営会議の審議事項）

第21条 運営会議は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 地域づくり全般に関する事項
- (3) 本会の運営及び活動に関する事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 本会則施行についての細則に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（運営会議の開催）

第22条 運営会議は、会長が招集する。

2 運営会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員の3分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに運営会議を招集しなければならない。

4 運営会議の開催が困難な状況等が発生した場合は、書面議決をもって承認することができる。

（運営会議の議長）

第23条 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。

（運営会議の定足数）

第24条 運営会議は、役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（運営会議の議決）

第25条 運営会議の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営会議の議決委任等）

第26条 止むを得ない理由のため運営会議に出席できない役員は、他の役員を代理人として議決を委任することができる。

2 前項の場合における第25条の規定適用については、その役員は出席したものとみなす。

第5章 部 会

（部会の設置）

第27条 本会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

- (1) 環境部会 環境美化に関する活動
- (2) 安全部会 防犯、防災及び交通安全に関する活動
- (3) 交流部会 地域交流及び多世代交流に関する活動及び人権啓発及び多様な主体の参画に関する活動
- (4) 広報部会 地区の課題、情報等を収集し、地区の市民等に提供及び共有するための広報に関する活動
- (5) 福祉部会 高齢者支援、健康づくり等の福祉に関する活動
- (6) 子ども部会 子ども・子育て支援及び健康づくりに関する活動
- (7) 自治会部会 各自治会運営の支援に関する活動

2 各部会は、部会長が推薦し、会長に承認された会員をもって構成する。

第6章 地域づくり計画・事業計画・予算・会計

（地域づくり計画）

第28条 地区の総合的な将来計画となる地域づくり計画は、会長が運営会議の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 地域づくり計画は、地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

3 地域づくり計画は、執行状況や地区を取り巻く社会情勢等の変化に応じ、適宜、見直しを行うものとする。

（事業計画及び予算）

第29条 本会の事業計画及び予算は、会長が運営会議の審議を経て、地域づくり計画に基づき、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第30条 本会の事業報告及び決算は、会長が運営会議の審議を経て、その案を作成し、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

（経費）

第31条 本会は、会費、補助金、助成金、寄附金及び賛助金等をもって運営する。

2 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、積み立て金を設置することができる。

3 前項の積み立て金の運用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営会議が別に定める。

（会計年度）

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計帳簿の整備及び公開）

第33条 本会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第7章 会則の変更

（会則の変更）

第34条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

第8章 雑 則

（委任）

第35条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営会議が別に定める。

（文書等の保存）

第36条 会長は、本会が運営上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。

2 次に掲げる文書等の保存期間は5年とする。ただし、他の文書等については、当該文書等を作成又は取得した年度の翌年度末をもって廃棄する。

（1）総会、運営会議の議事録

（2）予算、決算及び出納に関する文書等で、特に重要なもの。

（3）市の補助金に関する文書等で重要なもの。

（4）前3号までに掲げるもののほか、5年保存の必要があると認められるもの。

3 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

（情報公開）

第37条 会長は、本会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

2 文書等の閲覧を請求する者があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 傍聴希望者は、会議を傍聴することができる。

（個人情報保護）

第38条 会長は、本会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

附 則

（施行日）

- 1 この会則は、令和6年9月30日から施行する。
- 2 本会を構成する第5条第1号から第4号の団体は、令和7年3月31日をもって、発展的解散とする。よって、本会の同年4月1日から第5条の構成団体等、第12条の総会の構成及び第27条の部会の設置等は改めて定め、本会則を変更するものとする。

【別表第1（第5条関係）】構成団体等

1	小野田地区自治会協議会
2	小野田ふるさとづくり協議会
3	小野田地区社会福祉協議会
4	小野田地区セーフティネットワーク
5	小野田校区女性会
6	小野田地区民生児童委員協議会
7	小野田地区福祉員
8	小野田地区老人クラブ
9	小野田地区防災士
10	小野田地区保護司
11	小野田小学校安全にこにこ隊
12	小野田小学校
13	小野田中学校
14	小野田小学校育友会
15	小野田中学校PTA
16	小野田めぐみ幼稚園
17	るんびに幼稚園
18	姫井保育園
19	小野田地区青少年育成協議会
20	はなまるクラブ
21	地域活動おのだOC
22	小野田地区家庭教育支援チーム
23	小野田小学校地域学校協働活動推進員
24	小野田中学校地域学校協働活動推進員
25	小野田地域交流センター
26	その他本会の目的に賛同する有識者等

※ 構成団体等について、本会の目的に賛同する団体や個人等の追加加入があれば、令和7年度の総会議決にて承認を得るものとする。それまでは、協力団体・個人として、積極的に活動への参加をお願いしていく。

7 小野田地区運営協議会の組織図（A3 横 三つ折り）

山陽小野田市民憲章

みんなのちかい

私たちは、先人のところを受け止め、
住みよいまちをめざして、ここにちかいをたてます。

一、このまちの未来のために自ら考えます。

一、このまちの未来のために汗を流します。

そして、このまちを愛します



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

小野田地区運営協議会